

議 事 録

1 会議名称

平成29年度第1回滝沢市行政情報公開・個人情報保護運営審議会

2 開催日時

平成29年6月6日（火） 午前8時55分から午前10時25分まで

3 開催場所

滝沢市役所2階大会議室

4 出席者

(1) 委員

松下 壽夫

高橋 耕

三田地 宣子

内田 浩

安保 和子

(2) 事務局

企画総務部総務課 課長 勝田 裕征

企画総務部総務課 総括主査 和川 早苗

企画総務部総務課 主査 千葉 雄太

(3) 関係課等

経済産業部農林課 総括主査 鎌田 康嗣

経済産業部農林課 主任 高橋 昂希

農業委員会事務局 事務局長 櫻田 光政

農業委員会事務局 主査 海老澤 愛

健康福祉部地域福祉課 課長 丹野 宗浩

健康福祉部地域福祉課 主事 高野 愛代

5 議 事

選挙第1号 滝沢市行政情報公開・個人情報保護運営審議会会長の互選について

諮問第1号 個人情報取扱事務の委託について（経済産業部農林課）

諮問第2号 オンライン結合による個人情報の提供及び個人情報取扱事務の委託について（農業委員会事務局）

諮問第3号 個人情報取扱事務の委託について（健康福祉部地域福祉課）

報告第1号 平成28年度滝沢市行政情報公開制度・個人情報保護制度に係る運営状況について

報告第2号 滝沢市個人情報保護条例の一部を改正する条例及び滝沢市個人情報保護条例の一部を改正したことについて

6 会議状況

事務局：定刻より少し早いですが、皆さまお揃いですので始めさせていただきたいと思えます。

まず、開会に先立ちまして、今年度第1回目ということで、今年度の事務局職員と委員の皆様のご紹介をさせていただきます。

～委員及び事務局紹介～

それでは、本題に入らせていただきます。

只今の出席委員は、5人で、半数以上を満たしておりますので、滝沢市行政情報公開条例第25条第2項の規定により、会議は成立いたします。

只今から、平成29年度第1回滝沢市行政情報公開・個人情報保護運営審議会を開会いたします。

それでは、ここで、会議の開催に当たりまして副市長の佐野峯茂から一言御挨拶申し上げます。

副市長：（副市長挨拶）

事務局：副市長はここで退室させていただきます。

～副市長退室～

事務局：それでは、これより議事に入ります。

議事に先立ちまして、お諮りいたします。本審議会は、滝沢市行政情報公開・個人情報保護運営審議会運営要領第6条第1項の規定により、会長が特に必要があると認めたとき以外は、原則公開となっております。本日の会議は、この規定により公開として進めたいと思えますが、これに御異議ございませんか。

委員：異議なし。

事務局：それでは、会議を続けます。本日の会議は、委員の委嘱後最初の会議となりますので始めに会長の互選を行うため、「選挙第1号 滝沢市行政情報公開・個人情報保護運営審議会会長の互選について」を議題といたします。会長の互選の方法についてですが、どなたか立候補又は御推薦ございますでしょうか。ないようですので、事務局案を発表させていただいてもよろしいでしょうか。

委員：異議なし。

事務局：事務局といたしましては、前会長の松下委員に引き続きお願いしたいと考えますがいかがでしょうか。

委員：異議なし。

事務局：異議なしということですので、会長は、松下委員に決定いたしました。

それでは、以後の議事の進行は、滝沢市行政情報公開条例第24条第2項の規定により、会長をお願いいたします。

会長：松下です。どうぞよろしくをお願いいたします。

では、まず始めに滝沢市行政情報公開・個人情報保護運営審議会会長職務代理者の指名を行います。指名の方法について事務局から説明をお願いし

ます。

事務局：会長職務代理者の指名については、滝沢市行政情報公開条例第24条第3項の規定により、会長が指名することとなっております。

会長：それでは、会長職務代理者には、高橋委員を指名します。

会長：では、議事を進めます。

では始めに、「諮問第1号 個人情報取扱事務の委託について」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

～農林課入室～

事務局：それでは、諮問第1号個人情報取扱事務の委託について説明いたします。

この案件は、経済産業部農林課が所管する個人情報取扱事務である「滝沢農業振興地域整備管理計画策定及び管理事務」の一部を委託することについて、滝沢市個人情報保護条例第11条第1項の規定により、滝沢市行政情報公開・個人情報保護運営審議会に諮問するものであります。事務の詳細、委託する内容等については、後ほど担当課からご説明いたしますが、この個人情報取扱事務の名称及び内容についてでございますが、名称は「滝沢農業振興地域地域整備管理計画策定及び管理事務」でございます。内容は、市が策定している「農業振興地域整備計画」があり、この計画に関連しておおむね5年に1度見直し調査が行われ、その結果や社会情勢の変化等に応じて必要な場合は計画の変更を行うこととされています。この見直し調査から計画変更の過程において、専門の業者にデータ処理や計画図の作成等を委託するものです。

所管課等につきましては、経済産業部農林課になります。委託先については、入札により選定するコンサルタント会社等となっております。委託に含まれる個人情報については、土地大字コード、土地大字名、土地地番コード、土地地番名称、登記地目No.、登記地目名、登記地積、所有者名、所有者住所、現況地目No.、現況地目名、現況地積、農地区分No.及び農地区分名です。市長が保有する個人情報の保護に関する実施要綱別表第8の該当についてですが、これは「該当あり」となっており、分類は「調査分析委託」となります。この実施要綱第10条をご覧ください。第10条第1項で、「委託できる個人情報取扱事務は、別表第8に該当すること」が求められています。別表第8に「調査分析委託、記録ビデオ、写真集、出版物製作委託」とあります。そしてこの内容が1つ右の欄にあるとおり、「市が提供する個人情報により調査分析を行い、成果物を作成する。」となっており、今回諮問している事務と合致するものです。

委託の条件についてですが、こちらはさきほどの実施要綱の第10条第2項において「委託する場合における条件及び必要な措置は別表第9のとおりであること」が求められます。実際に委託する際には、これらの事項を特記仕様書なりに盛り込んで契約することといたします。

委託の開始時期については、今月中旬を予定しております。

なお、この事務の委託は、5年に1度定期的に発生しますが、委託先に

についてはその都度入札で決定しますので、委託先については特定の者を限定しない形での承認をいただきたいものでございます。それでは詳細については、担当課からご説明いたします。

農林課：資料に基づきまして説明させていただきます。個人情報の台帳がござい
ますが、これを委託業者に渡しまして処理を委託するということになりま
す。個人情報であるAとBを委託先に貸与します。農林課の方で平成29
年1月1日現在の土地台帳データと前回見直し時の農振データを委託業者
に貸与しまして突合処理をしてもらいます。その中で土地移動があったデ
ータをリストにして提出してもらって、それを土地移動の内容によって、
こちらの方でどのように処理するかを指示するものです。土地の分筆・合
筆がどうしても5年間の中で多数あるので、そのデータを一旦受けて、中
身を精査しまして再度、委託先の方に「このように処理をしてほしい」と
お願いする予定となっております。再度データを貸与して処理してもらっ
たデータを基に農振の台帳を作成し、それを基に付図を作ってもらい、ど
この農地が農振農用地であるのかという台帳を作ってもらおうという内容で
ございます。以上です。

会長：それでは質疑ありませんか。

委員：コンサルタント会社はまだ決まっていないのですか。

農林課：はい、これから入札で決めることとしております。

委員：その際の守秘義務等については、契約内容で決まっているのですかそれ
とも条例か何かで決まっているのですか。

農林課：契約の中身でも決めることとなります。仕様書の中でも個人情報の保護
については規定する予定となっております。

委員：損害賠償や情報漏えい時の責任の所在とかもですか。

農林課：前回の契約を見ますと、損害賠償も規定していますが、個人情報の漏え
いについては少し不明確だったと考えていますので、それについては明確
化した形での契約を考えています。

委員：入札参加は何社くらいですか。

農林課：前は、5社となっております。

会長：ほかにございますか。諮問第1号を承認してよろしいですか。それとも
ここを修正した方が良いとかありますか。

それでは、異議ないようですので、諮問第1号を承認するという
ことで答申いたします。

では、これより「諮問第2号 オンライン結合による個人情報の提供及び
個人情報取扱事務の委託について」を議題といたします。

事務局から説明をお願いします。

～農林課退室～

～農業委員会事務局入室～

事務局：それでは、「諮問第2号 オンライン結合による個人情報の提供及び個
人情報取扱事務の委託について」御説明いたします。

この案件は、農業委員会事務局が所管する個人情報取扱事務である「農地台帳の整備及び情報の提供に関する事務」について、「オンライン結合による個人情報の提供」と「個人情報取扱事務の委託」が同時に発生することから、滝沢市個人情報保護条例第9条第2項及び第11条第1項の規定により、滝沢市行政情報公開・個人情報保護運営審議会に諮問するものであります。なお、この事務は、新規の事務となります。

事務の概要を申し上げますと、個人情報取扱事務の名称は、「農地台帳の整備及び情報の提供に関する事務」。内容は、農業委員会は、法令の規定により、農地情報などの公表と全国農業会議所等への情報提供が義務付けられています。今までは、農地情報などを記録した農地台帳は、各農業委員会が独自にシステム整備して保有していましたが、現在、国では、各農業委員会の農地台帳の情報を国が整備した農地情報公開システムというものに一斉に乗せることにより、情報提供と公表をこのシステム上で行い、農地台帳システムの全国一元化、農業委員会事務の標準化などを目的とする事業が行われています。農地情報公開システムを利用することになると、こちらに情報提供義務がある相手先が随時こちらの情報を取得できるようになり、これが「オンライン結合による個人情報の提供」に当たります。また、農地情報公開システムは、全国農業会議所が管理することになるため、市の農業委員会がこのシステムを利用したり、移行したデータを保管することが「個人情報取扱事務の委託」に当たるものです。

続きまして、所管課は、農業委員会事務局です。

オンライン結合により提供する個人情報は、農地台帳に記録されている情報、住所、氏名、生年月日、性別、世帯構成及び農地情報全般農地の所在、地目、面積、地域区分、遊休農地に関する意向、賃借権の設定状況、農地中間管理権、利用配分計画、納税猶予の適用状況、利用状況調査、利用意向調査、農地中間管理機構との協議・裁定・措置命令等です。

提供先は、全国農業会議所、岩手県農業会議、岩手県知事、滝沢市長及び岩手県農地中間管理機構です。

提供先での利用目的でございますが、農地集積・集約化を進めるため、農業委員会等が整備している農地台帳をオンライン結合することにより、農地情報を一元管理・共有すること。また、個人情報を含まない農地情報をインターネット上に公表することで、耕作希望者が農地を探しやすくなり、農業上の有効利用を図ることとあります。

オンライン結合による提供方法については、オンライン結合により外部提供する情報については、全国農業会議所になります。

オンライン結合により提供する理由ですが、オンライン結合については、個人情報保護条例第9条第1項で「公益上の必要があり、かつ、個人の権利利益を侵害するおそれがないと認められるとき」でなければできないこととされています。そこで、まず、公益上の必要性についてですが、農業委員会から農地中間管理機構への農地台帳に記録された事項の提供が自

動化され事務の効率化が図られる、農業委員会が整備した農地に関する情報が農地中間管理機構にリアルタイムに提供されることで担い手が耕作を希望する農地を確認する際に必要な情報が正確に共有される、農地情報公開システムの整備費及び運用費は、全額国の負担のため農業委員会の負担が発生しないことであります。次に、「個人の権利利益を侵害するおそれの有無」これは言い換えれば情報セキュリティの状況といえますが、これにつきましては、当該システムでは、滝沢市農業委員会、滝沢市長、岩手県知事が使用する領域へは地方自治体専用通信網であるL G W A Nにより接続し、全国農業会議所及び岩手県農業会議、岩手県農地中間管理機構が使用する領域へは専用線により接続するものであります。このことにより関係機関の外と遮断された通信網で情報を交換することで、機密性を保つという内容になっております。

オンライン結合による提供の開始時期は、平成29年度中を予定しております。

次に委託の部分に移らせていただきますが、委託先については、一般社団法人全国農業会議所です。

委託の内容ですが、全国農業会議所が管理する農地情報公開システムを利用することに伴う次の事項です。アといたしまして農地法及び農業委員会等に関する法律に基づき滝沢市農業委員会が行う農地台帳の整備に関し、農地台帳に記録された電磁的記録を保管し、利用に供する業務。イといたしまして、滝沢市農業委員会が行う関係機関への情報の提供並びに滝沢市農業委員会が岩手県知事及び滝沢市長との間で相互に行う情報の利用及び提供に関する業務。ウといたしまして、農地台帳に記録された事項及び農地に関する地図をインターネット上で公表する業務になります。

委託に含まれる個人情報とはオンライン結合による個人情報の提供の場合と同じ内容となります。

市長が保有する個人情報の保護に関する実施要綱別表第8の該当についてですが、これは「該当あり」で、分類は「電子計算機操作業務委託」となります。

委託の条件についてですが、こちらは実施要綱別表第9の規定に従い、契約いたします。

委託の開始時期ですが、こちらもおオンライン結合の場合と同じく、今年度中の開始を予定しております。以上が諮問第2号の内容ですが、詳細について農業委員会事務局より説明いたします。

農業委員会：資料に基づきまして説明させていただきます。まず、農地情報公開システムの背景について、事務の名称は、「農地台帳の整備及び情報の提供に関する事務」となりまして、まず、「農地台帳とは」となりませんが、国が推進する利用集積や耕作放棄地の解消、市町村における農業振興計画の策定などにおいてベースとなる情報を台帳化したものとなります。現在、滝沢市農業委員会では、庁内L A Nなどと完全に分離されたシステムで局内3台のみのネ

ットワークで運用しております。ベースとなるデータは大きく分けて農地・農家の情報となります。まず、農地情報公開システム整備事業の背景の説明となりますが、平成25年に農地法の改正がありまして、全ての農業委員会において、管内の農地情報を記載した農地台帳及び農地地図の整備、農地の公表項目と農地地図のインターネット又はその他の方法での公表が義務付けられました。このような状況下におきまして、政府は農林水産業の成長産業化による地域経済の活性化を目指し、具体的な目標としまして農地の集積・集約を進めることにより今後10年間で担い手が利用する農地面積が、全農地面積の8割を占めるように生産現場を強化することとしました。農林水産省では本事業において、生産現場の強化における取組として、農地流動化の基礎となる正確な農地情報を整備して、地域農業マスタープランの作成や遊休農地の発生防止などにその情報を活用するために全ての農業委員会において管内の農地情報を記載した農地台帳及び農地地図の整備、農地の公表項目と農地地図をインターネット又はその他の方法により公表することが義務付けられるとともに、各農業委員会の情報を集約し、農地台帳・農地地図が連携した農地情報の一元化をすることになりました。本事業ではシステム開発が2段階に分かれており、第1段階として平成26年度にインターネットその他の方法による公表システムを構築し、平成27年度から稼働したシステムをフェーズ1と呼んでいます。第2段階として、農地台帳・農地地図が連携した農地情報の一元化・利用が可能なシステムを構築し農地中間管理機構が活用できる仕組みを構築することとしており、このシステムをフェーズ2と呼んでいます。フェーズ2システムのサーバーは、全国農業会議所に配置するとされています。なお、農地中間管理機構とは、担い手への農地集積・集約を進めるために農地中間管理事業の推進に関する法律に基づき指定を受けた事業体のことで、岩手県では、岩手県農業公社がこの指定を受けています。次にオンライン結合により提供する情報の流れについて御説明します。先ほども触れましたフェーズ2システムですが、これは、農地台帳・農地地図が連携した農地情報の一元管理・利用が可能なシステムであるわけですが、具体的には、まず農業委員会において、権利移動等で変更が生じた農地台帳情報を逐次更新し、すぐに農地情報公開システムであるフェーズ1システムに自動反映させることが可能となり、農地台帳及び農地に関する地図の公表等の農地台帳の恒例業務の条件を満たすことが可能となります。次にフェーズ2システムにおける提供先との関係について御説明します。まず、全国農業会議所、岩手県農業会議についてですが、この2つの組織は、農業委員会等に関する法律に基づき、農業委員会をサポートするために全国都道府県段階に置かれた農業委員会ネットワーク機構として指定を受けた組織で、フェーズ2システムにおいては、権利移動や遊休農地に関する調査を自動算出することが可能となり、また、農業委員会の農地台帳管理業務に対する支援・指導の効率化が図られます。次に岩手県庁においては、農地台帳・農地地図の閲覧や、各種申請の受付状況や利用状況調査結果の自動算出が可能となり

ます。これにより農業委員会に対する支援・指導の効率化が図られるとともに、調査の正確性向上が可能となります。次に農地中間管理機構においては、農業委員会が更新した農地台帳及び農地図の閲覧や農地中間管理事業の情報の管理を行うことにより農地集約・集積化業務の効率化が図られます。最後にですが、オンライン結合による安全性について御説明いたします。フェーズ2システムにおけるネットワーク利用環境については、地方公共団体専用のL G W A Nやインターネットから隔離された閉域網を使うことにより、十分なセキュリティを実現できる方式でアクセスを行うものです。ちなみにL G W A Nとは、地方公共団体専用の閉ざされた総合行政ネットワークのことを指し、通信事業者から提供されたインターネットから分離されたネットワークのことでI P - V P N方式を用いるもので、全国的に同じ手法を用います。専用回線を利用することで第三者傍受を防ぎ、利用者を制限するとされており、以上で資料の説明を終わらせていただきます。

会長：ありがとうございました。それでは、質疑・ご意見をどうぞ。

委員：個人情報の中には農業収入とか所得関係は入っていないのですか。

農業委員会：入っておりません。

委員：個人情報を含まない農地情報をインターネット上で公表することで耕作希望者が農地を探しやすくするということがありますが、1ページでは個人情報の中に農地情報全般ということが書かれていますが、これは排除するという趣旨でよろしいのですか。

もし含まないとすると、田んぼがあるとか、そういうことが分からないということになり、そのようなことで耕作希望者が農地を探しやすくするということが可能なのかという疑問があるのでお伺いします。

農業委員会：全国農地ナビというシステムが平成27年度から運用されているのですが、イメージとしますと航空写真に田んぼとか畑の地目が農地であるものについてピンデータがついておりましてそこをクリックしますと、農地に関する面積、地目、貸借の意向があるか等の情報が閲覧できるような状態になっております。耕作を希望されている方は、だいたいどの辺りで農地を求めたいかというイメージがございますので、だいたいこの場所でこの農地で貸し借りの希望があるかとかそういったことを農地ナビで探すことができるというようになっています。

委員：では、農地情報全般の情報は、含まれるということですか。

農業委員会：はい、こちらは資料の2番を御覧ください。公開用領域というところの③と書いてあるところがございますが、ここは公表項目のみが転送されるようになっておりまして、所有者の住所、氏名、生年月日等はこの公開用領域には行かないことになっております。

資料の1ページを御覧ください。この②に含まれる内容が個人情報ということになるのですが、その農地を探しやすくなるという段階のものはこの3番ということになります。この3番につきましては個人情報は含まないということになっております。この3番の部分はすでに個人情報除きのデー

タの転送が終わっておりましてすでに閲覧できるような状況となっております。

委員：現実に第三者から侵害されることがどの程度あるかというのは、分かりますか。

農業委員会：侵害されることはないということで運用されています。

委員：農地を購入したいとか利用したいとかそういった土地を見つけた場合は、農業委員会に連絡するのですか。

農業委員会：そのとおりです。

会長：ほかにございませんか。

それでは、諮問第2号を承認してよろしいですか。

それでは、承認するというので答申することにいたします。

では、「諮問第3号 個人情報取扱事務の委託について」を議題といたします。

事務局から説明をお願いします。

～農業委員会事務局退室～

～地域福祉課入室～

事務局：それでは、「諮問第3号 個人情報取扱事務の委託について」を御説明いたします。この案件は、健康福祉部地域福祉課が所管する個人情報取扱事務である「手話奉仕員養成研修事業」の一部を委託することについて、滝沢市個人情報保護条例第11条第1項の規定により、滝沢市行政情報公開・個人情報保護運営審議会に諮問するものであります。事務の名称及び内容について申し上げます。事務の名称は、「手話奉仕員養成研修事業」で事務の内容は、聴覚障がい者及び音声・言語機能障がい者の社会生活におけるコミュニケーションの円滑化及び福祉の増進を図ることを目的として手話奉仕員の養成講座を実施するものであります。所管課は健康福祉部地域福祉課でございます。委託先は、一般社団法人岩手県聴覚障害者協会を予定しています。委託の内容でございますが、委託する内容は、受講生の出欠簿の印刷及び管理並びに受講生の名札の作成及び印刷であります。委託に含まれる個人情報は、氏名です。市長が保有する個人情報の保護に関する実施要綱別表第8の該当については、有りとなっております、分類は「名簿等の印刷委託」となっております。委託の条件でございますが実施要綱別表第9の規定に従いまして、別紙の内容を契約事項といたします。次に委託の開始時期につきましては、平成30年4月1日を予定しているものでございます。以上で諮問第3号の説明を終わらせていただきます。

会長：それでは、質疑、御意見どうぞ。

委員：おそらくこれは、個人情報保護法の要配慮個人情報に該当するのではないかとと思われるのですが、提供する内容が氏名だけですが、他の情報と照合することによって、個人を特定することが容易にできそうなので、より一層の配慮が必要かと思えます。

事務局：わかりました。

委員：類似の講座はありますか。また、あるのでしたらそれはどのように扱っているのですか。

地域福祉課：地域福祉課では、この講座のみでやっておりまして、ほかの課やほかの団体については申し訳ございませんが分かりかねます。

会長：それでは、ほかになれば諮問第3号を承認してよいかどうかの御意見をお願いします。

各委員：異議ありません。

会長：それでは諮問第3号は承認するという事で答申することにいたします。諮問事項はこれで全て終了です。

～地域福祉課退室～

続いて「報告第1号 平成28年度滝沢市行政情報公開制度・個人情報保護制度に係る運営状況について」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局：（説明）

会長：質疑ございますか。ございませんか。それでは報告第1号の議事をこれで終決いたします。続いて「報告第2号 滝沢市個人情報保護条例の一部を改正する条例及び滝沢市個人情報保護条例の一部を改正したことについて」を議題といたします。

事務局から説明をお願いします。

事務局：（説明）

会長：それでは質疑ございませんか。

それでは報告第2号の議事を終決いたします。

その他に入ります。事務局からは何かございますか。

事務局：はい。事務局から2点お話しさせていただきます。

まず、1点目は、情報連携についてお話しさせていただきます。情報連携とは、マイナンバーを使って「情報提供ネットワークシステム」というシステムを介することで他団体と情報のやりとりができる仕組みです。

情報連携が始まると、社会保障給付等の申請において、所得証明書などの添付書類を大幅に減らせるといったメリットが住民に出てくることとなります。

そこで情報連携の開始時期についてですが、今年の7月から開始されることとなっておりますが、色々国の方で動きがありまして、7月からは開始するようですが、開始後3か月間ほどは「試行運用期間」ということで情報連携を行いつつ従来通り添付書類も提出してもらう方法をとることとされました。これは、情報連携で取得した情報と添付書類の情報を照らし合わせて、本当に必要な情報が正確に情報連携で取得できているかということを検証するためのものということのようです。

それから2点目ですが、今後の「個人情報保護条例」及び「情報公開条例」の改正につきまして、お話しさせていただきます。

昨年度の審議会でもお話しさせていただきましたが、その際は「個人情報

保護法」と「行政機関個人情報保護法」が改正され、今年の4月1日の施行が見込まれるため、それに合わせて昨年度中の条例改正を検討したいということでお話をさせていただきました。しかし、結局法律の施行期日が今年の5月30日となりましたこと等から、昨年度中の条例改正は行いませんでしたので、これから国からの助言等を踏まえて、条例の改正を検討していきたいと考えていますので、今後、条例改正に関する事で審議会の開催を何回か考えていますので、その際にはよろしくお願ひします。

それでは、ここで、法改正と条例改正のポイントについて、概要を説明いたします。

(説明)

会長：ありがとうございます。今のことに御質問なり御意見ございますか。

委員：問題が相当多いので、この場でやるとしても何回か開催する必要があるような気がします。

事務局：やはり内容が膨大ですし、慎重に審議しなければならない部分が多いので、何回か審議会は開催しなければならないと事務局でも考えております。

委員：もう改正の予定は組まれているのですか。

事務局：まだです。国の方でブロックごとに説明会を開催することとなっておりますので、その説明を聞いてからと考えております。ただ、当然、今年度中には検討を始めていきたいと思っております。

事務局からは以上です。

会長：委員の方からその他ありますか。

それでは特にないようですので本日の会議はこれまでにします。

事務局：以上をもちまして、平成29年度第1回滝沢市行政情報公開・個人情報保護運営審議会を閉会いたします。

7 会議資料

諮問第1号 個人情報取扱事務の委託について

諮問第2号 オンライン結合による個人情報の提供及び個人情報取扱事務の委託について

諮問第3号 個人情報取扱事務の委託について

報告第1号 平成28年度滝沢市行政情報公開制度・個人情報保護制度に係る運営状況について

報告第2号 滝沢市個人情報保護条例の一部を改正する条例及び滝沢市個人情報保護条例の一部を改正したことについて

諮問第 1 号

個人情報取扱事務の委託について

次のとおり個人情報取扱事務を委託することについて、滝沢市個人情報保護条例（平成 9 年滝沢村条例第 9 号）第 11 条第 1 項の規定により滝沢市行政情報公開・個人情報保護運営審議会の意見を求める。

平成 29 年 6 月 6 日提出

滝沢市長 柳村 典秀

1 個人情報取扱事務の名称及び内容

(1) 名称

滝沢農業振興地域整備管理計画策定及び管理事務

(2) 内容

農業振興地域の整備に関する法律（昭和 44 年法律第 58 号）に基づき、10 年先を展望した農業振興のための総合的な計画（以下「農業振興地域整備計画」という。）を市が定めるもの。また、おおむね 5 年ごとに農用地等の面積、就農人口の規模、人口規模等に関する現況及び将来の見通しについて調査を実施し、その結果により、農業振興地域整備基本方針の変更若しくは農業振興地域の区域の変更により又は社会情勢の変化により必要が生じた場合は、農業振興地域整備計画の変更を行うもの。

2 所管課等

経済産業部農林課

3 委託先

コンサルタント会社等（入札により選定）

4 委託の内容

(1) 委託する内容（範囲）

滝沢市より、土地課税台帳情報（変更見直し年の 1 月 1 日現在）及び農業振興区域管理台帳データ（変更見直し年 5 年前のもの）を委託先に貸与する。

委託先においてはその突合処理を行い、土地移動（分合筆等）リストを作成し 1 度納品する。

土地移動リストの納品を受けた市は 1 筆ごとに修正内容を指示し、農業振興地域における農用地区域からの除外データ又は農業振興地域における農用地区域への編入データとともに委託先に貸与する。

委託先においてはそれらのデータの統合処理を行い、農業振興区域管理台帳データ及びそれを基にした土地利用計画図等の附図を納品する。

(2) 委託に含まれる個人情報

土地大字コード、土地大字名、土地地番コード、土地地番名称、登記地目No、登記地目名、登記地積、所有者名、所有者住所、現況地目No、現況地目、名現況地積、農地区分No.及び農地区分名

(3) 市長が保有する個人情報の保護に関する実施要綱（平成10年滝沢村告示第50号）別表第8の該当

有り（調査分析委託）

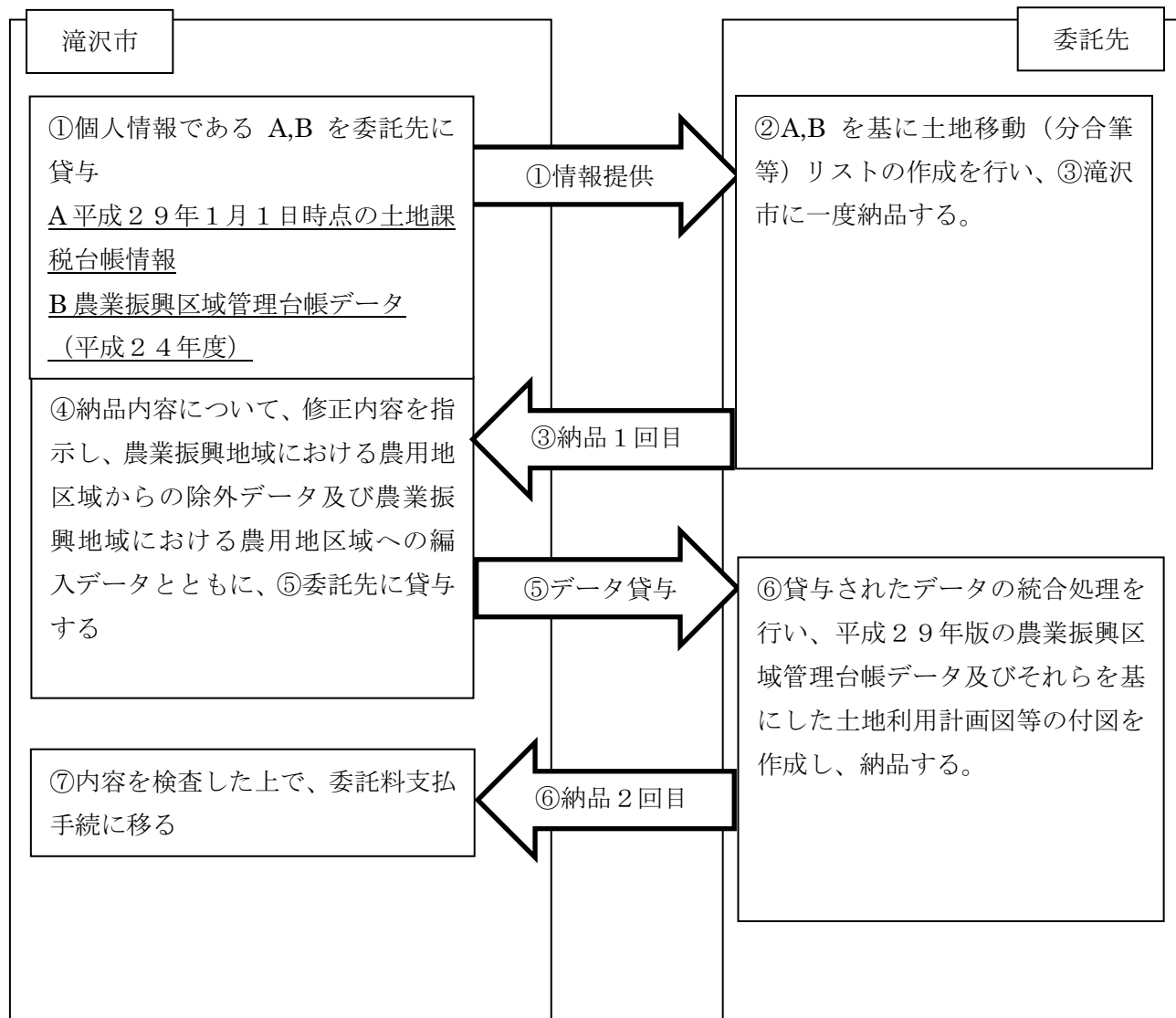
5 委託の条件

市長が保有する個人情報の保護に関する実施要綱別表第9の規定に従い、委託に係る仕様書を作成することとする。

6 委託の開始時期

平成29年6月中旬予定

個人情報取扱事務の委託事務の流れ（今年度の場合）



諮問第 2 号

オンライン結合による個人情報の提供及び個人情報取扱事務の委託について

次のとおりオンライン結合により個人情報を提供すること及び個人情報取扱事務を委託することについて、滝沢市個人情報保護条例（平成 9 年滝沢村条例第 9 号）第 9 条第 2 項及び第 11 条第 1 項の規定により、滝沢市行政情報公開・個人情報保護運営審議会の意見を求めるものとする。

平成 29 年 6 月 6 日提出

滝沢市農業委員会会長 齊藤 實

1 個人情報取扱事務の名称

(1) 名称

農地台帳の整備及び情報の提供に関する事務

(2) 内容

農業委員会は、農地法（昭和 27 年法律第 229 号）の規定に基づき農地台帳及び農地地図を整備し、農地の権利移動等利用関係を調整するために業務を行っている。

整備された農地台帳及び農地地図については、法令によりインターネットによる方法及び紙台帳の閲覧による公表が義務付けられており、このうちインターネットによる公表は、全国の農業委員会を統括する組織である一般社団法人全国農業会議所が運営する情報システムである「農地情報公開システム・フェーズ 2」と連携したサイトである「全国農地ナビ」を利用することとされている。

農業委員会が農地情報公開システムに登録した農地台帳及び農地地図等の「農地に関する情報」は、農地法及び農業委員会法等関係法令に基づき、滝沢市長、岩手県知事、岩手県農地中間管理機構、農業委員会ネットワーク機構（大臣指定法人：（一社）全国農業会議所、知事指定法人：（一社）岩手県農業会議）に対し提供するよう義務付けられている。

この提供の方法については、全て農地情報公開システム上で行うように計画されており、情報の提供を受ける側はオンライン結合により随時、システムから情報を取得することができるようになっている。

2 所管課等

農業委員会事務局

3 オンライン結合により提供する個人情報

農地台帳に記録されている情報（住所、氏名、生年月日、性別、世帯構成及び農地情報全般（農地の所在、地目、面積、地域区分、遊休農地に関する意向、賃借権の設定状

況、農地中間管理権、利用配分計画、納税猶予の適用状況、利用状況調査、利用意向調査、農地中間管理機構との協議・裁定・措置命令等）

4 提供先

全国農業会議所、岩手県農業会議、岩手県知事、滝沢市長及び岩手県農地中間管理機構（公益社団法人岩手県農業公社）

5 提供先での利用目的

農地集積・集約化を進めるため、農業委員会等が整備している農地台帳をオンライン結合することにより、農地情報を一元管理・共有する。また、個人情報を含まない農地情報をインターネット上に公表することで、耕作希望者が農地を探しやすくなり、農業上の有効利用を図る。

6 オンライン結合による提供の方法

オンライン結合により外部提供する情報については、（一財）全国農業会議所が運営する農地情報公開システムを利用する。

滝沢市農業委員会は、自らが実施する個人情報取扱事務のうち、このシステムを利用して行う必要がある部分について、全国農業会議所に委託して実施する。

7 オンライン結合により提供する理由

（１）公益上の必要性

ア 農地法施行規則（昭和27年農林省令第79号）第103条に定められた農業委員会から農地中間管理機構への農地台帳に記録された事項の提供が自動化され事務の効率化が図られる。

イ 農業委員会が整備した農地に関する情報が、農地中間管理機構にリアルタイムに提供されることで担い手が耕作を希望する農地を確認する際に必要な情報が正確に共有される。

ウ 農地情報公開システムの整備費及び運用費は、全額国の負担のため農業委員会の負担は発生しない。

（２）個人の権利利益を侵害するおそれの有無（セキュリティの状況）

当該システムでは、滝沢市農業委員会、滝沢市長、岩手県知事が使用する領域へは地方自治体専用通信網であるL G W A Nにより接続し、全国農業会議所及び岩手県農業会議、岩手県農地中間管理機構が使用する領域へは専用線（I P - V P N）により接続する。このことにより関係機関の外と遮断された通信網で情報を交換することで、機密性を保つ。

8 オンライン結合による提供の開始時期

平成29年度中

9 委託先

一般社団法人 全国農業会議所

10 委託の内容

(1) 委託する内容（範囲）

ア 農地法及び農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）に基づき滝沢市農業委員会が行う農地台帳の整備に関し、農地台帳に記録された電磁的記録を保管し、利用に供する業務

イ 滝沢市農業委員会が行う関係機関への情報の提供並びに滝沢市農業委員会が岩手県知事及び滝沢市長との間で相互に行う情報の利用及び提供に関する業務

ウ 農地台帳に記録された事項及び農地に関する地図をインターネット上で公表する業務（個人情報の取扱いなし。）

(2) 委託に含まれる個人情報

3と同じ。

(3) 市長が保有する個人情報の保護に関する実施要綱（平成10年滝沢村告示第50号）別表第8の該当

有り（電子計算機操作業務委託）

11 委託の条件

市長が保有する個人情報の保護に関する実施要綱別表第9の規定に従い、別紙の内容を契約事項とする。

12 委託の開始時期

8と同じ。

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、当該事務に係る個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

(取得の期限)

第3 乙は、この契約による事務を行うために個人情報を取得するときは、当該事務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により取得しなければならない。

(適正管理)

第4 乙は、この契約による事務に係る個人情報の漏えい、滅失又は棄損の防止その他の当該個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(目的外利用及び提供の禁止)

第5 乙は、甲の指示又は承認がある場合を除き、この契約による事務に係る個人情報を当該事務の目的以外の目的に自ら利用し、又は第三者に提供してはならない。

(複写又は複製の禁止)

第6 乙は、甲の承認がある場合を除き、この契約による事務を処理するために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を複写し、複製し、又はこれらに類する行為をしてはならない。

(再委託の禁止)

第7 乙は、この契約による事務を行うための個人情報の処理は、自ら行うものとし、甲の承認がある場合を除き、第三者にその処理を委託し、又はこれに類する行為をしてはならない。

(資料等の返還)

第8 乙はこの契約による事務を実施するために甲から引き渡され、又は自ら取得し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、事務完了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

(従事者への周知)

第9 乙は、この契約による事務に従事している者に対し、在職中及び退職後においても当該事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないこと、当該義務に違反したときは規定により罰則が科せられる場合があることなど、当該事務に係る個人情報の保護に関して必要な事項を周知させるものとする。

(実地調査の受入れ)

第10 乙は、この契約による事務に係る個人情報の適正な取扱いを確保するため、甲が当該個人情報の取扱いの状況について実地に調査しようとするときは、これを拒み、妨げ、忌

避してはならない。

(事故発生時における報告)

第 11 乙は、この特記事項に違反する事態が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

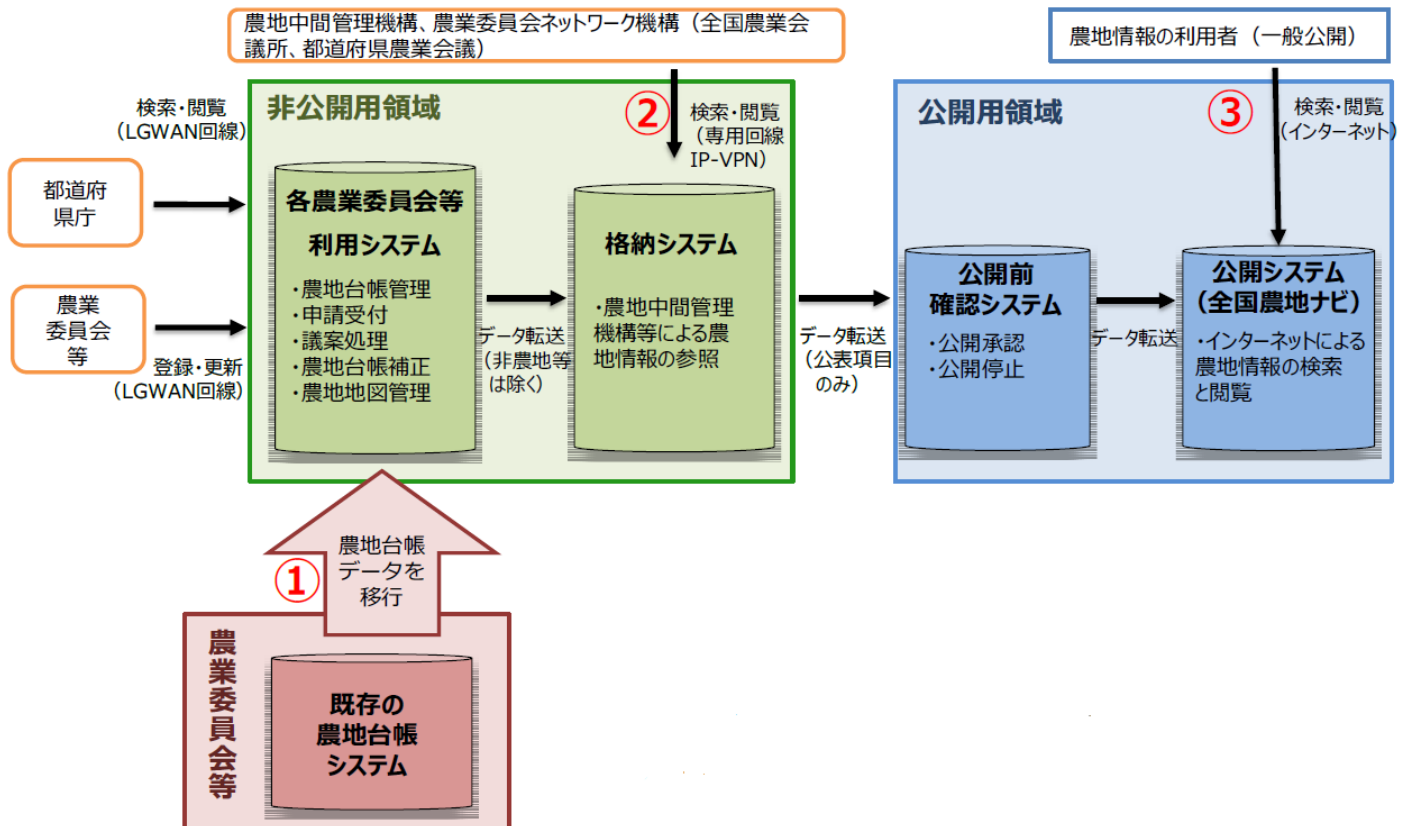
1 農地情報公開システム整備事業の背景

平成25年に農地法の改正があり、すべての農業委員会において管内の農地情報を記載した農地台帳及び農地地図の整備、農地の公表項目と農地地図のインターネットまたは、その他の方法により公表することが義務付けられた。このような状況下において、政府は農林水産業の成長産業化による地域経済の活性化を目指し、具体的な目標として、農地の集積集約化を進めることにより、今後10年間で担い手が利用する農地面積が全農地面積の8割を占めるように生産現場を強化することとした。農林水産省では、本事業において生産現場の強化における取組として農地流動化の基礎となる正確な農地情報を整備して、地域農業マスタープランの作成や遊休農地の発生防止などにその情報を活用するためにすべての農業委員会において管内の農地情報を記載した農地台帳及び農地地図の整備、農地の公表項目と農地地図をインターネットまたはその他の方法により公表することが義務付けられるとともに、各農業委員会の情報を集約し、農地台帳・農地地図が連携した農地情報の一元化をすることになった。

本事業ではシステム開発が2段階に分かれており、第1段階として平成26年度にインターネットその他の方法による公表システムを構築し、平成27年度から稼働したシステムをフェーズ1と呼んでいる。第2段階として、農地台帳・農地地図が連携した農地情報の一元化・利用が可能なシステムを構築し農地中間管理機構が活用できる仕組みを構築することとしており、このシステムをフェーズ2と呼んでいる。

2 オンライン結合により提供する情報の流れ

オンライン結合により外部提供する情報については（一社）全国農業会議所が運営する農地情報公開システムを利用する。



- (1) 滝沢市農業委員会は農地情報公開システムに対し本業務の対象となるデータを送信し、「各農業委員会等利用システム」領域にデータを保管する。保管したデータは滝沢市農業委員会が本システムを利用して農業委員会法及び農地法等の関係法令に定められた業務に利用するほか、滝沢市長及び岩手県知事はこの各農業委員会等利用システム領域からオンライン結合により情報の提供を受けることができる。
- (2) (1)により各農業委員会等利用システム領域に保管されたデータから農業委員会ネットワーク機構及び農地中間管理機構が法令に基づき農業委員会に対して提供を求めるデータが自動的に作成され、格納システム領域に保管される。農業委員会ネットワーク機構及び岩手県農地中間管理機構は、この格納システム領域からオンライン結合により情報の提供を受けることができる。
- (3) (2)により格納システム領域に保管されたデータから、岩手県農地中間管理機構がその業務に必要なものとして法令に基づき滝沢市農業委員会に対して求めるデータが自動的に作成され農地中間管理機構利用システムに領域に保管される。岩手県農地中間管理機構はこの農地中間管理機構利用システム領域からオンライン結合により情報の提供を受け、自己の業務に使用することができる。

3 オンライン結合により提供する個人情報とその相手方

農地台帳に記録されている情報（市内に所在する農地について所有または耕作の権利を有する者及びその世帯員について、住所、氏名、生年月日、所有または耕作する農地の所在地・面積等）及び農地地図に関する情報のうち全部もしくは一部が各機関に対して次の区分で提供される。

システム名称		農業委員会等 利用システム	格納システム
利用対象者（情報提供の相手方）		滝沢市農業委員会 滝沢市長 岩手県知事	農業委員会ネットワ ーク機構（全国農業会 議所・農業会議） 岩手県農地中間管理 機構
情報名	主な項目	利用（提供）項目	利用（提供）項目
農地情報	農地の基本的事項（所在、地目、面積、地域区分、遊休農地に関する意向、賃借権の設定状況、農地中間管理権、利用配分計画、納税猶予の適用状況、利用状況調査、利用意向調査、農地中間管理機構との協議・裁定・措置命令等	○	○
世帯員・個人の情報	世帯員・個人の基本的事項（氏名、続柄、性別、生年月日、認定農業者、農用従事程度、農業者年金等） 耕作者整理番号、世帯番号、宛名コード、住所	○	○
経営体情報	世帯番号、個人法人の別、住所、営農状況、経営意向等	○	○
受付・総会議決情報	申請情報	○	×
農地履歴	権利異動関係	○	×
農地区画図等	農地区画・地番	○	○
農地ピン	農地ピン位置	○	○
航空写真等	航空写真、地形図等	○	○

3 根拠法令について

① 市町村農業委員会等の農地台帳システムの全国一元化

全国農業会議所、都道府県農業会議（ネットワーク機構）

改正農業委員会法第51条（農地に関する情報の利用等）

第五十一条 農業委員会（第三条第一項ただし書又は第五項の規定により農業委員会を置かない市町村にあつては、市町村長。第三項において同じ。）は、農業委員会ネットワーク業務の実施に必要な限度で、機構が農地に関する情報の提供を求めたときは、機構に対し、当該情報の提供を行わなければならない。

2 各機構は、農業委員会ネットワーク業務の実施に必要な限度で、その保有する農地に関する情報を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用し、又は相互に提供することができる。

② 農地法に定められる都道府県知事、市町村長、農地中間管理機構などの行政および関係機関などに農地情報を提供できるようにすること

都道府県庁

農地法第51条の2（農地に関する情報の利用等）

第五十一条の二 都道府県知事、市町村長及び農業委員会は、その所掌事務の遂行に必要な限度で、その保有する農地に関する情報を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的の為に内部で利用し、又は相互に提供することができる。

都道府県庁・農地中間管理機構

改正農業委員会法第52条

第五十二条 機構は、農業経営を営み、又は営もうとする者の求めに応じ、これらの者に対し、前条第一項又は第二項の規定により得られた情報の提供を行うことができる。

2 機構は、前条第一項又は第二項の規定により得られた情報の整理を行い、関係行政機関等、農地中間管理機構その他農林水産省令で定める者の求めに応じ、これらの者に対し、当該情報の提供を行うことができる。

③ 農地台帳の項目のうち公表項目をインターネットの利用により一般国民に公開すること

農業委員会等

農地法第52条の2（農地台帳の作成）

第五十二条の二 農業委員会は、その所掌事務を的確に行うため、前条の規定による農地に関する情報の整理の一環として、一筆の農地ごとに次に掲げる事項を記録した農地台帳を作成するものとする。

- 一 その農地の所有者の氏名又は名称及び住所
 - 二 その農地の所在、地番、地目及び面積
 - 三 その農地に地上権、永小作権、質権、使用貸借による権利、賃借権又はその他の使用及び収益を目的とする権利が設定されている場合にあつては、これらの権利の種類及び存続期間並びにこれらの権利を有する者の氏名又は名称及び住所並びに借賃等（第四十三条第二項において読み替えて準用する第三十九条第一項の裁定において定められた補償金を含む。）の額
 - 四 その他農林水産省令で定める事項
- 2 農地台帳は、その全部を磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。）をもつて調製するものとする。
- 3 農地台帳の記録又は記録の修正若しくは消去は、この法律の規定による申請若しくは届出又は前条の規定による農地に関する情報の収集により得られた情報に基づいて行うものとし、農業委員会は、農地台帳の正確な記録を確保するよう努めるものとする。
- 4 前三項に規定するもののほか、農地台帳に関し必要な事項は、農林水産省令で定める。

農地法第52条の3（農地台帳及び農地に関する地図の公表）

第五十二条の三 農業委員会は、農地に関する情報の活用を促進を図るため、第五十二条の規定による農地に関する情報の提供の一環として、農地台帳に記録された事項（公表することにより個人の権利利益を害するものその他の公表することが適当でないものとして農林水産省令で定めるものを除く。）をインターネットの利用その他の方法により公表するものとする。

- 2 農業委員会は、農地に関する情報の活用を促進に資するよう、農地台帳のほか、農地に関する地図を作成し、これをインターネットの利用その他の方法により公表するものとする。
- 3 前条第二項から第四項までの規定は、前項の地図について準用する。

農業委員会等

農地法施行規則第102条（農地台帳の正確な記録を確保するための措置）

第百二条 農業委員会は、農地台帳の正確な記録を確保するため、毎年一回以上、農地台帳について、固定資産課税台帳（地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第三百四十一条第九号に掲げる固定資産課税台帳をいう。）及び住民基本台帳との照合を行うものとする。ただし、固定資産課税台帳との照合は、同法第二十二条の規定に違反しない範囲内で行うものとする。

農地法施行規則第103条（農地台帳に記録された事項の提供）

第百三条 農業委員会は、農地中間管理機構に対し、その求めに応じ、農地台帳に記録された事項を提供するものとする。

2 農業委員会は、前項の規定により農地台帳に記録された事項を提供する場合には、当該事項の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の当該事項の適切な管理のために必要な条件を付するものとする。

農地法施行規則第104条（公表することが適当でない事項等）

第百四条 法第五十二条の三第一項の農林水産省令で定める事項は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める事項とする。

- 一 市街化区域内にある農地全ての事項
 - 二 前号に掲げる農地以外の農地 法第五十二条の二第一項第一号及び第三号に規定する者の住所並びに同号に規定する借賃等の額並びに第百一条第二号、第六号及び第八号に掲げる事項
- 2 法第五十二条の三第一項の規定による公表は、次に掲げる方法により行うものとする。
- 一 公表すべき事項を記載した書面を市町村の事務所に備え置き、公衆の閲覧に供すること。
 - 二 公表すべき事項（法第五十二条の二第一項第一号及び第三号に規定する者の氏名又は名称並びに第百一条第一号に規定する者の氏名又は名称を除く。）をインターネットの利用その他の方法により提供すること。

「農地法の運用について」の制定について 第6の2項

2 第五十二条の三の規定に基づき農業委員会が行う公表については、以下の事項に留意されたい。

(一) 本規定に基づく公表は、公表することが適当でないものとして則第百四条第一項で定めるものを除き、各市町村で定めている個人情報保護条例等の規定に係わらず、必ず行わなければならないものであること。

諮問第 3 号

個人情報取扱事務の委託について

次のとおり個人情報取扱事務を委託することについて、滝沢市個人情報保護条例（平成 9 年滝沢村条例第 9 号）第 11 条第 1 項の規定により滝沢市行政情報公開・個人情報保護運営審議会の意見を求める。

平成 29 年 6 月 6 日提出

滝沢市長 柳村 典秀

1 個人情報取扱事務の名称及び内容

(1) 名称

手話奉仕員養成研修事業

(2) 内容

聴覚障がい者及び音声・言語機能障がい者の社会生活におけるコミュニケーションの円滑化及び福祉の増進を図ることを目的として手話奉仕員の養成講座を実施するもの。

2 所管課等

健康福祉部地域福祉課

3 委託先

一般社団法人 岩手県聴覚障害者協会

4 委託の内容

(1) 委託する内容（範囲）

出欠簿の印刷及び管理並びに受講生の名札の作成及び印刷

(2) 委託に含まれる個人情報

氏名

(3) 市長が保有する個人情報の保護に関する実施要綱（平成 10 年滝沢村告示第 50 号）別表第 8 の該当

有り（名簿等の印刷委託）

5 委託の条件

市長が保有する個人情報の保護に関する実施要綱別表第 9 の規定に従い、別紙の内容を契約事項とする。

6 委託の開始時期

平成30年4月1日予定

(個人情報保護)

第 条 乙は、信頼される市政の実現に資する個人情報保護制度の趣旨を勘案し、業務を遂行するにあたって、市民の権利利益を侵害することのないように努めなければならない。

(データ等の適正な管理)

第 条 乙は、業務に係る磁気テープ、磁気ディスク、その他の媒体に記録されているデータ（以下「データ」という。）について、次の各号に従うほか、第 条の規定による甲の指示に基づき、データ等が外部漏えい、滅失及び損壊等のないよう必要な措置を講じ、データ等の適正な管理を行うものとする。

- (1) データ等の収受及び保管について、管理台帳を設け、年月日、内容、数量、取扱者等を記録すること。
- (2) データ等の保管については、安全な場所に格納する等必要な措置を講ずること。
- (3) 電子計算機室、データ保管室、その他の処理に関連する施設について、入退室規制の措置を講ずること。
- (4) 電子計算機室、データ保管室、その他の処理に関連する施設及び設備について、データ等の管理に関し必要な保安を確保するための措置を講ずること。

(秘密の保持)

第 条 乙は、業務の実施にあたって知り得た事項について、いかなる理由があっても他人に漏らしてはならない。契約期間終了後も同様とする。

2 乙は、業務に従事するもの及び従事した者に対し、前項の義務を遵守させなければならない。

(第三者への提供の禁止)

第 条 乙は、データ等を第三者に提供し、又は譲渡してはならない。ただし、甲が承認した場合はこの限りではない。

2 乙は、データ等を、第三者の電子計算機処理機能を有するものと通信回線等により接続してはならない。ただし、甲が承認した場合はこの限りではない。

(目的外使用の禁止)

第 条 乙は、データ等を業務以外の目的に使用してはならない。ただし、甲が承認した場合はこの限りではない。

(複写及び複製の禁止)

第 条 乙は、データ等を複写、又は複製してはならない。ただし、甲が承認した場合はこの限りではない。

(データ等の返還及び廃棄の義務)

第 条 契約期間が満了したとき、又は第 条から第 条の規定により契約を解除したときは、乙はデータ等を延滞なく甲に返還しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、協議の上、乙がデータ等を廃棄する場合、乙は第三者の利用に供されることのないよう善良な管理者の注意をもって、焼却、又は裁断等により処分しなければならない。

(事故発生時の報告義務)

第 条 乙は、事故等の発生により、契約の履行、又はデータ等の保護に関し支障を生じ、又は生ずる恐れがあると認めるときは、直ちに甲に通知し、当該事故の解決に努めるとともに、遅延なくその状況を書面をもって報告しなければならない。

(立会い及び調査等)

第 条 甲は、必要があると認めるときには、甲の指定する職員を立ち合わせ、データ等の管理及び処理状況を調査し、監督することができる。

(公表措置及び損害賠償義務)

第 条 甲は、乙が第 条から第 条までに掲げる個人情報の保護に関する義務に違反し、又は怠った場合は、市長の附属機関である滝沢市行政情報公開・個人情報保護運営審議会の意見を聴いて、その事実を公表することができる。

2 前項の場合において、甲が損害を受けたときは、乙はその損害を賠償しなければならない。

(権利義務の譲渡等)

第 条 乙は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。ただし、甲が承認した場合はこの限りではない。

(再委託等の禁止)

第 条 乙は、業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請負わせてはならない。ただし、甲が承認した場合はこの限りではない。

2 乙は、前項ただし書の規定により業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請負わせるときは、その取扱いを委託された個人データの安全管理が図られるよう第三者に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。

滝沢市手話奉仕員養成研修事業実施要綱

(目的)

第1条 この告示は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第77条第1項の規定に基づき、地域生活支援事業として手話奉仕員の養成講座（以下「講座」という。）を実施することに関して必要な事項を定め、もって聴覚障がい者及び音声・言語機能障がい者（以下「聴覚障がい者等」という。）の社会生活におけるコミュニケーションの円滑化を図り、福祉の増進を図ることを目的とする。

(実施主体)

第2条 事業の実施主体は、滝沢市とする。ただし、事業の全部又は一部を適切な事業運営が確保できると市長が認める一般社団法人又は福祉団体等に委託することができるものとする。

(対象者)

第3条 この講座の対象者は、原則として市内に居住し、在学し、又は在勤する者であって、聴覚障がい者等の福祉に理解と熱意を有し、講座の受講を希望するもののうち、市長が適当と認めた者とする。

(受講者の募集の周知方法)

第4条 市長は、広報紙、ホームページその他広く周知できる手段を用いて受講者を募集する。

(実施方法等)

第5条 講座は、受講者に対し講習等の方法により実施し、次に掲げる課程を履修させるものとする。

(1) 入門課程 相手の簡単な手話が理解でき、手話で挨拶及び自己紹介程度の会話が可能なレベル

(2) 基礎課程 相手の手話が理解でき、特定の聴覚障がい者等とならば手話で日常会話が可能なレベル

2 前項各号に掲げる課程のカリキュラム等は、手話奉仕員及び手話通訳者養成カリキュラム等について（平成10年7月24日付け障企第63号厚生省大臣官房障害保健福祉部企画課長通知）の手話奉仕員養成カリキュラムによるものとする。

(受講費用)

第6条 受講の費用は、無料とする。ただし、教材費等に係る実費相当分については、受講者が負担するものとする。

(修了証の交付等)

第7条 第5条第1項各号に掲げる各課程の出席率が7割以上の者を修了者とする。

2 市長は、修了した講座ごとに修了者に対し、修了証書を交付するものとする。

(委任)

第8条 この告示に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成29年4月1日から施行する。

報告第 1 号

平成 28 年度滝沢市行政情報公開制度・個人情報保護制度に係る運営状況について

平成 28 年度滝沢市行政情報公開制度・個人情報保護制度に係る運営状況について、滝沢市行政情報公開条例（平成 9 年滝沢村条例第 8 号）第 29 条並びに滝沢市個人情報保護条例（平成 9 年滝沢村条例第 9 号）第 6 条第 3 項、第 4 項及び第 29 条の規定により、次のとおり滝沢市行政情報公開・個人情報保護運営審議会に報告するものとする。

平成 29 年 6 月 6 日提出

滝沢市長 柳村 典秀

1. 行政情報公開制度の運営状況

(1) 行政情報の公開請求状況及び請求に対する決定等 4 件

受付日	公開請求の内容	所管課等	処理結果・決定通知日	非公開理由等
H28. 6. 22	戸籍法施行規則第 3 条及び地方自治法第 260 条の規定により滝沢市長が定める区域のデータ	都市計画課	公開 H28. 7. 1	
H28. 6. 28	平成 28 年度国民健康保険及び生活保護における診療報酬明細書点検業務委託及び平成 28 年度国民健康保険柔道整復師療養費支給申請書点検業務委託における入札説明書、入札・見積合わせ参加業者及び各業者の応札額、仕様書並びに契約書及び契約金額	保険年金課	公開 H28. 7. 8	
H28. 10. 4	平成 27 年及び 28 年分の自己の住民票の写しの交付申請書	市民課	部分公開 H28. 10. 06	個人に関する情報
H28. 10. 13	平成 27 年度政務活動費収支報告書	議会事務局	部分公開 H28. 10. 27	法人その他の団体に関する情報

(2) 審査請求 0 件

2. 個人情報保護制度の運営状況

(1) 個人情報取扱事務の登録状況等

ア 新規登録 5 件

(ア) 滝沢市小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付事業

(イ) 第 2 次滝沢市地域保健計画中間評価及び第 4 次滝沢市母子保健計画見直し事務

(ウ) 平成28年度滝沢市地域公共交通網形成計画(案)策定業務

(エ) 滝沢市学生消防団活動認証制度事務

(オ) 手話奉仕員養成研修事業

※いずれも法令、審議会承認等の範囲内

イ 所管課等変更 22件

ウ 登録内容変更 10件

エ 廃止 8件

(2) 目的外利用及び外部提供の状況

ア 目的外利用課等変更 0件

イ 目的外利用先

新規 0件 変更 8件

ウ 外部提供先

新規 0件 変更 0件

課名	課長	課長補佐	課長補佐	課長補佐	課長補佐
総務課	佐藤 隆	佐藤 隆	佐藤 隆	佐藤 隆	佐藤 隆
企画課	佐藤 隆	佐藤 隆	佐藤 隆	佐藤 隆	佐藤 隆
市民課	佐藤 隆	佐藤 隆	佐藤 隆	佐藤 隆	佐藤 隆
生活課	佐藤 隆	佐藤 隆	佐藤 隆	佐藤 隆	佐藤 隆
環境課	佐藤 隆	佐藤 隆	佐藤 隆	佐藤 隆	佐藤 隆
建設課	佐藤 隆	佐藤 隆	佐藤 隆	佐藤 隆	佐藤 隆
産業課	佐藤 隆	佐藤 隆	佐藤 隆	佐藤 隆	佐藤 隆
福祉課	佐藤 隆	佐藤 隆	佐藤 隆	佐藤 隆	佐藤 隆
健康課	佐藤 隆	佐藤 隆	佐藤 隆	佐藤 隆	佐藤 隆
スポーツ課	佐藤 隆	佐藤 隆	佐藤 隆	佐藤 隆	佐藤 隆
観光課	佐藤 隆	佐藤 隆	佐藤 隆	佐藤 隆	佐藤 隆
情報課	佐藤 隆	佐藤 隆	佐藤 隆	佐藤 隆	佐藤 隆
総務課	佐藤 隆	佐藤 隆	佐藤 隆	佐藤 隆	佐藤 隆
企画課	佐藤 隆	佐藤 隆	佐藤 隆	佐藤 隆	佐藤 隆
市民課	佐藤 隆	佐藤 隆	佐藤 隆	佐藤 隆	佐藤 隆
生活課	佐藤 隆	佐藤 隆	佐藤 隆	佐藤 隆	佐藤 隆
環境課	佐藤 隆	佐藤 隆	佐藤 隆	佐藤 隆	佐藤 隆
建設課	佐藤 隆	佐藤 隆	佐藤 隆	佐藤 隆	佐藤 隆
産業課	佐藤 隆	佐藤 隆	佐藤 隆	佐藤 隆	佐藤 隆
福祉課	佐藤 隆	佐藤 隆	佐藤 隆	佐藤 隆	佐藤 隆
健康課	佐藤 隆	佐藤 隆	佐藤 隆	佐藤 隆	佐藤 隆
スポーツ課	佐藤 隆	佐藤 隆	佐藤 隆	佐藤 隆	佐藤 隆
観光課	佐藤 隆	佐藤 隆	佐藤 隆	佐藤 隆	佐藤 隆
情報課	佐藤 隆	佐藤 隆	佐藤 隆	佐藤 隆	佐藤 隆

様式第3号 (第4条関係)

個人情報取扱事務登録・登録変更・登録抹消報告書

滝総第0526004号

平成29年 5月26日

滝沢市行政情報公開・個人情報保護運営審議会

会長 様

滝沢市長 柳村典秀

滝沢市個人情報保護条例第6条(第3-4項)の規定により、個人情報取扱事務登録簿を添えて、次のとおり報告します。

登録番号	別紙1	
報告区分	■登録 <input type="checkbox"/> 登録変更 <input type="checkbox"/> 登録抹消	
個人情報取扱事務の名称	別紙1	
登録・変更・抹消年月日	別紙1	
登録・抹消の理由	新規取扱事務(法令、審議会承認等の範囲内)の発生のため	
変更内容	変更前	変更後
	(対角線あり)	
所管課等	別紙1 電話() 内線	

別紙1 平成28年度中に新規登録した事務

個人情報取扱事務 の名称	所管課等	登録年月日	目的外利用事務 の所管課等	外部提供先	理由
滝沢市小児慢性特定疾病児童日 常生活用具給付事業	健康推進課	平成28年4月1日	—	—	給付金の申請、決定、給付のため
第2次滝沢市地域保健計画中間 評価及び第4次滝沢市母子保健 計画見直し事務	健康推進課	平成28年8月18日	—	—	第2次滝沢市地域保健計画中間評価及び第4次滝 沢市母子保健計画見直しに係る住民へのアング レ調査のため
平成28年度滝沢市地域公共交 通網形成計画(案)策定業務	交通政策課	平成28年10月5日	—	—	平成28年度滝沢市地域公共交通網形成計画 (案)策定業務に係るアングレ調査のため
滝沢市学生消防団活動認証制度 事務	防災防犯課	平成28年12月1日	—	—	大学等に通学しながら消防団に所属し、地域社会 のために積極的に消防団活動を行った学生を評価 し、証明するため
手話奉仕員養成研修事業	地域福祉課	平成29年4月1日	—	—	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援す るための法律(平成17年法律第123号)第7 7条第1項第7号の規定に基づき地域生活支援事 業として、手話奉仕員の養成講座を実施すること に関する必要事項を定め、聴覚障がい者及び音 声・言語機能障がい者の社会生活におけるコミュ ニケーションの円滑化を図り、もってその福祉の 増進を図る

様式第3号 (第4条関係)

個人情報取扱事務登録・登録変更・登録抹消報告書

滝総第0526004号

平成29年 5月26日

滝沢市行政情報公開・個人情報保護運営審議会
会長 様

滝沢市長 柳村典秀

滝沢市個人情報保護条例第6条(第3-4項)の規定により、個人情報取扱事務登録簿を添えて、次のとおり報告します。

登録番号	別紙2	
報告区分	<input type="checkbox"/> 登録 <input checked="" type="checkbox"/> 登録変更 <input type="checkbox"/> 登録抹消	
個人情報取扱事務の名称	別紙2	
登録・変更・抹消年月日	別紙2	
登録・抹消の理由	登録事務の内容変更(別紙2)	
変更内容	変更前	変更後
	別紙2	別紙2
所管課等	別紙2 電話() 内線	

別紙 2 平成 28 年度中に所管課等の変更のあった事務

個人情報取扱事務の名称	変更年月日	所管課等 (旧)	所管課等 (新)
滝沢市公共交通実態調査業務	平成29年4月1日	交通政策課	都市政策課
水道料金等関係事務	平成29年4月1日	水道経営課	水道総務課
職員の任免・給与・勤務条件及び身分取扱い関係事務	平成29年4月1日	水道経営課	水道総務課
臨時職員の任免・給与関係事務	平成29年4月1日	水道経営課	水道総務課
出納及び資金管理事務	平成29年4月1日	水道経営課	水道総務課
給水事務	平成29年4月1日	水道整備課	水道総務課
給水装置工事事業者指定事務	平成29年4月1日	水道整備課	水道総務課
青少年対策事務(岩手県青少年環境浄化モニターの推薦)	平成29年4月1日	生涯学習文化課	生涯学習スポーツ課
青少年対策事務(図書類自動販売機設置状況の把握)	平成29年4月1日	生涯学習文化課	生涯学習スポーツ課
青少年対策事務(いわて青年海外セミナー)	平成29年4月1日	生涯学習文化課	生涯学習スポーツ課
青少年対策事務(滝沢市青少年育成市民会議役員名簿)	平成29年4月1日	生涯学習文化課	生涯学習スポーツ課
青少年対策事務(滝沢市青少年育成市民会議少女バス参加者名簿)	平成29年4月1日	生涯学習文化課	生涯学習スポーツ課
青少年対策事務(滝沢市青少年育成標語作品募集)	平成29年4月1日	生涯学習文化課	生涯学習スポーツ課
青少年問題協議会	平成29年4月1日	生涯学習文化課	生涯学習スポーツ課
芸術祭開催事業	平成29年4月1日	生涯学習文化課	文化振興課
文化財調査委員設置事業	平成29年4月1日	生涯学習文化課	文化振興課

個人情報取扱事務の名称	変更年月日	所管課等 (旧)	所管課等 (新)
スポーツ推進委員	平成29年4月1日	スポーツ推進課	生涯学習スポーツ課
学校体育施設開放	平成29年4月1日	スポーツ推進課	生涯学習スポーツ課
スポーツ推進リーダー	平成29年4月1日	スポーツ推進課	生涯学習スポーツ課
公共体育施設管理運営事業	平成29年4月1日	スポーツ推進課	生涯学習スポーツ課
総合公園体育施設管理運営事業	平成29年4月1日	スポーツ推進課	生涯学習スポーツ課
滝沢市スポーツ推進審議会	平成29年4月1日	スポーツ推進課	生涯学習スポーツ課

別紙2 平成28年度中に目的外利用課等の変更があった事務

個人情報取扱事務 の名称	所管課等	変更年月日	利用課等 (旧)	利用課等 (新)	目的外利用等をする事務の名称
生活保護関連関係事務	生活福祉課	平成28年4月1日	—	健康推進課	滝沢市小児慢性特定疾病児童日常生活用具 給付事業
中国残留邦人等支援関係事務	生活福祉課	平成28年4月1日	—	健康推進課	滝沢市小児慢性特定疾病児童日常生活用具 給付事業
個人市県民税賦課事務	税務課	平成28年4月1日	—	健康推進課	滝沢市小児慢性特定疾病児童日常生活用具 給付事業
個人市県民税賦課事務	税務課	平成28年4月25日	—	健康推進課	健診料金免除申請事務
介護予防支援事業	高齢者支援課	平成28年4月25日	—	地域包括支援セン ター	介護保険の介護認定調査及び認定事務
住民基本台帳事務	市民課	平成28年8月23日	—	健康推進課	第2次滝沢市地域保健計画中間評価及び第4 次滝沢市母子保健計画見直し事務
住民基本台帳事務	市民課	平成28年10月5日	—	環境課	滝沢市一般廃棄物処理基本計画の見直し事務
住民基本台帳事務	市民課	平成28年10月5日	—	交通政策課	平成28年度滝沢市地域公共交通網形成計画 (案) 策定業務

別紙2 平成28年度中に登録内容の変更があった事務

個人情報取扱事務の名称	所管課等	変更年月日	変更の概要
生活保護関係事務	生活福祉課	平成28年4月1日	目的外利用の場合の条例該当条項の変更、利用する所管課等の変更（本人同意（健康推進課）を追加）、外部提供有の場合の該当条項、提供先、提供する個人情報項目名等の変更（法令等（岩手県）を削除）、公文書の保管期間の変更（5年に変更）
中国残留邦人等支援関係事務	生活福祉課	平成28年4月1日	個人情報事務取扱事務の目的、根拠法令等の変更、個人情報を取り扱う目的の変更、目的外利用の有無の変更（目的外利用有、本人同意（健康推進課）を追加）、外部提供有の場合の該当条項の削除、提供先の追加（転出先の福祉事務所）
市税の滞納整理及び滞納処分事務（登録番号430001）	収納課	平成28年4月20日	個人情報事務取扱事務の目的の変更、根拠法令等の変更、個人情報の項目名の追加、収集先、収集方法の追加、システム名称等の追加、個人情報を利用する範囲の削除
市税の滞納整理及び滞納処分事務（登録番号430003）	収納課	平成28年4月20日	事務名称（他官公署との調査協力事務）の変更、個人情報事務取扱事務の目的、根拠法令等、収集対象者、個人情報を取り扱う目的の変更、個人情報の項目名の追加
市税の滞納整理及び滞納処分事務（登録番号430004）	収納課	平成28年4月20日	事務名称（経営所得安定対策交付金差押事務）の変更、個人情報事務取扱事務の目的、根拠法令等、収集対象者、個人情報を取り扱う目的の変更、個人情報の項目名の変更、収集の方法（本人同意の追加）、システム名称等の追加
市税の滞納整理及び滞納処分事務（登録番号430005）	収納課	平成28年4月20日	事務名称（中学生「税についての作文」関連事務）の変更、個人情報事務取扱事務の目的、根拠法令等、収集対象者、個人情報を取り扱う目的の変更、収集の方法（本人同意の追加）、提供する範囲の追加（全国納税貯蓄組合連合会を追加）

個人情報取扱事務の名称	所管課等	変更年月日	変更の概要
市税の滞納整理及び滞納処分事務（登録番号430007）	収納課	平成28年4月20日	事務名称（収納管理事務）の変更、個人情報事務取扱事務の目的、根拠法令等、個人情報を取り扱う目的の変更、個人情報の項目名の追加
市税の滞納整理及び滞納処分事務（登録番号430010）	収納課	平成28年4月20日	事務名称（納税情報の管理事務）の変更、個人情報事務取扱事務の目的、根拠法令等、収集対象者、個人情報を取り扱う目的の変更
介護保険の介護認定調査及び認定事務	高齢者支援課	平成28年4月25日	目的外利用の利用課の追加（地域包括支援センターを追加）
介護保険の介護認定調査及び認定事務	高齢者支援課	平成29年3月6日	個人情報の項目名の追加、文書目録の追加

様式第3号 (第4条関係)

個人情報取扱事務登録・登録変更・登録抹消報告書

滝総第0526004号

平成29年 5月26日

滝沢市行政情報公開・個人情報保護運営審議会
会長 様

滝沢市長 柳村典秀

滝沢市個人情報保護条例第6条(第3・4項)の規定により、個人情報取扱事務登録簿を添えて、次のとおり報告します。

登録番号	別紙3	
報告区分	<input type="checkbox"/> 登録 <input type="checkbox"/> 登録変更 <input checked="" type="checkbox"/> 登録抹消	
個人情報取扱事務の名称	別紙3	
登録・変更・抹消年月日	別紙3	
登録・抹消の理由	業務廃止	
変更内容	変更前	変更後
所管課等	別紙3 電話 () 内線	

別紙3 平成28年度中に廃止した事務

個人情報取扱事務の名称	所管課等	廃止年月日	理由
市税の滞納整理及び滞納処分事務(登録番号430002)	収納課	平成28年4月20日	事務内容を一つの登録簿へ包括させ整理するため
市税の滞納整理及び滞納処分事務(登録番号430006)	収納課	平成28年4月20日	関連業務を廃止したため
市税の滞納整理及び滞納処分事務(登録番号430008)	収納課	平成28年4月20日	事務内容を一つの登録簿へ包括させ整理するため
市税の滞納整理及び滞納処分事務(登録番号430009)	収納課	平成28年4月20日	事務内容を一つの登録簿へ包括させ整理するため
高額介護資金貸付金事業	高齢者支援課	平成28年4月25日	個人情報取扱事務の整理(事業廃止を確認)のため
公共交通推進事業	交通政策課	平成29年4月1日	事業及び業務終了のため
平成28年度滝沢市地域公共交通網形成計画(案)策定業務	交通政策課	平成29年4月1日	事業及び業務終了のため
市民登山大会	スポーツ推進課	平成29年4月1日	事業終了のため

報告第 2 号

滝沢市個人情報保護条例の一部を改正する条例及び滝沢市個人情報保護条例の一部を改正したことについて

滝沢市個人情報保護条例の一部を改正する条例及び滝沢市個人情報保護条例の一部を改正したので、次のとおり滝沢市行政情報公開・個人情報保護運営審議会に報告する。

平成 29 年 6 月 6 日提出

滝沢市長 柳村 典秀

1 滝沢市個人情報保護条例の一部を改正する条例の一部改正

(1) 改正の趣旨

個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律（平成 27 年法律第 65 号）により、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号。以下「番号法」という。）の一部が改正され、当該改正に係る規定が平成 29 年 5 月 30 日に施行されることに伴い、滝沢市個人情報保護条例の一部を改正する条例（平成 27 年滝沢市条例第 25 号）の一部（公布済み未施行であった部分）を改正したものである。

(2) 改正内容

ア 番号法第 26 条において番号法第 23 条第 1 項及び第 2 項の規定が準用されることに伴い、番号法第 19 条第 8 号に規定する条例事務関係情報照会者及び条例事務関係情報提供者によって、番号法第 23 条第 1 項及び第 2 項に規定する記録に記録された特定個人情報も情報提供等記録とすること。（滝沢市個人情報保護条例第 2 条第 3 号関係）

イ 情報提供等記録の訂正を行った場合には、条例事務関係情報照会者及び条例事務関係情報提供者にも通知することとすること。（滝沢市個人情報保護条例第 20 条の 2 関係）

(3) 施行期日

公布の日（平成 29 年 3 月 21 日）から施行する。

(4) 滝沢市個人情報保護条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

別紙 2 - 1 のとおり。

2 滝沢市個人情報保護条例の一部改正

(1) 改正の趣旨

個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律（平成 27 年法律第 65 号）により、番号法の一部が改正され、当該改正に係る規定が平成 29 年 5 月 30 日に施行され

ることに伴い、滝沢市個人情報保護条例（平成9年滝沢村条例第9号。以下「条例」という。）の一部を改正したものである。

（2）改正内容

番号法の改正に伴い、条例で引用している番号法の条項にずれが生じたため、そのずれを修正すること。（第17条の2第1項第1号関係）

（3）施行期日

平成29年5月30日（番号法附則第1条第5号に掲げる規定の施行の日）から施行する。

（4）滝沢市個人情報保護条例の一部を改正する条例

別紙2-2のとおり。

滝沢市個人情報保護条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

滝沢市個人情報保護条例の一部を改正する条例（平成27年滝沢市条例第25号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号を同条第4号とし、同条第1号を改め、同号の次に2号を加える改正規定のうち同条第3号中「第2項」の次に「（これらの規定を番号法第26条において準用する場合を含む。）」を加える。

第20条の見出し並びに同条第1項及び第3項を改め、同条の次に1条を加える改正規定のうち第20条の2中「又は」を「若しくは」に改め、「情報提供者」の次に「又は同条第8号に規定する条例事務関係情報照会者若しくは条例事務関係情報提供者」を、「第2項」の次に「（これらの規定を番号法第26条において準用する場合を含む。）」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

滝沢市個人情報保護条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例新旧対照表

現 行	改 正 後
<p>滝沢市個人情報保護条例（平成9年滝沢村条例第9号）の一部を次のように改正する。</p> <p>（中略）</p> <p>第2条中第2号を第4号とし、同条第1号中「除く」の次に「（特定個人情報にあっては、次に掲げるものを含む。以下この条において同じ。）」を加え、同号の次に次の2号を加える。</p> <p>（2）特定個人情報 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。</p> <p>（3）情報提供等記録 番号法第23条第1項及び第2項</p>	<p>滝沢市個人情報保護条例（平成9年滝沢村条例第9号）の一部を次のように改正する。</p> <p>（中略）</p> <p>第2条中第2号を第4号とし、同条第1号中「除く」の次に「（特定個人情報にあっては、次に掲げるものを含む。以下この条において同じ。）」を加え、同号の次に次の2号を加える。</p> <p>（2）特定個人情報 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。</p> <p>（3）情報提供等記録 番号法第23条第1項及び第2項（これらの規定を番号法第26条において準用する場合を含む。）</p>
<p>に規定する記録に記録された特定個人情報をいう。</p>	<p>に規定する記録に記録された特定個人情報をいう。</p>
<p>（中略）</p> <p>第20条の見出し中「自己情報の」を削り、同条第1項中「の書面」を「に規定する書面」に改め、同条第3項中「又は目的外利用等を中止」を「、中止又は利用停止を」に、「又は目的外利用等の中止」を「、中止又は利用停止」に改め、同条の次に次の1条を加える。</p>	<p>（中略）</p> <p>第20条の見出し中「自己情報の」を削り、同条第1項中「の書面」を「に規定する書面」に改め、同条第3項中「又は目的外利用等を中止」を「、中止又は利用停止を」に、「又は目的外利用等の中止」を「、中止又は利用停止」に改め、同条の次に次の1条を加える。</p>
<p>（個人情報の提供先への通知）</p> <p>第20条の2 実施機関は、第19条の規定により個人情報の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、当該個人情報の提供先（情報提供等記録にあっては、総務大臣及び番号法第19条第7号に規定する情報照会者又は情報提供者</p>	<p>（個人情報の提供先への通知）</p> <p>第20条の2 実施機関は、第19条の規定により個人情報の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、当該個人情報の提供先（情報提供等記録にあっては、総務大臣及び番号法第19条第7号に規定する情報照会者若しくは情報提供者又は同条第8号に規定する条例事務関係情報照会者若しくは条例事務関係情報提供者</p>
<p>（当該訂正に係る番号法第23条第1項及び第2項 _____に規定する記録に記録された者であって、当該実施機関以外のものに限る。））に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。</p> <p>（後略）</p>	<p>（当該訂正に係る番号法第23条第1項及び第2項 _____に規定する記録に記録された者であって、当該実施機関以外のものに限る。））に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。</p> <p>（後略）</p>

滝沢市個人情報保護条例の一部を改正する条例

滝沢市個人情報保護条例（平成 9 年滝沢村条例第 9 号）の一部を次のように改正する。
第 17 条の 2 第 1 項第 1 号中「第 28 条」を「第 29 条」に改める。

附 則

この条例は、平成 29 年 5 月 30 日から施行する。

滝沢市個人情報保護条例の一部を改正する条例新旧対照表

現 行	改 正 後
<p>(特定個人情報の利用停止請求権)</p> <p>第17条の2 何人も、実施機関に対して、当該実施機関が保有する自己を本人とする特定個人情報が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、この条例の定めるところにより、当該各号に定める措置を請求することができる。</p> <p>(1) 第7条の規定に違反して収集されたものであるとき、第8条の2の規定に違反して利用されているとき、番号法第20条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき、又は番号法第28条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル(番号法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルをいう。)に記録されているとき 当該特定個人情報の利用の停止又は消去</p> <p>(2) 略</p> <p>2 略</p>	<p>(特定個人情報の利用停止請求権)</p> <p>第17条の2 何人も、実施機関に対して、当該実施機関が保有する自己を本人とする特定個人情報が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、この条例の定めるところにより、当該各号に定める措置を請求することができる。</p> <p>(1) 第7条の規定に違反して収集されたものであるとき、第8条の2の規定に違反して利用されているとき、番号法第20条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき、又は番号法第29条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル(番号法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルをいう。)に記録されているとき 当該特定個人情報の利用の停止又は消去</p> <p>(2) 略</p> <p>2 略</p>